

## 砂川市がん対策推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し市、市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者及びがん診療連携拠点病院の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見並びにがん医療（科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療福祉関係者 がんの予防、がん検診、がん医療若しくはがん患者に対する介護に従事する者又はがんに関する知識の普及啓発活動を行う者をいう。
- (2) がん患者等 がん患者及びその家族又はそれらの者を支援する者で構成する団体をいう。
- (3) がん診療連携拠点病院 がんに係る専門的な医療の提供、がん患者等に対する相談支援及び情報提供等を行うことを目的として厚生労働大臣の指定を受けて設置される医療機関をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨に則り、国、北海道、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、がん診療連携拠点病院その他の関係機関及び関係団体と連携を図り、がん対策に関し必要な施策を実施するものとする。

### (市民の役割)

第4条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

### (保健医療福祉関係者の役割)

第5条 保健医療福祉関係者は、がんの予防、早期発見及びがん医療の提供並びにがん患者等が必要とする介護、相談支援及び情報提供に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員が、がんを予防し、又は早期に発見することができるよう環境の整備に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、市その他の関係機関及び関係団体等と連携を図り、市民が、がんに関する理解を深めるための教育の推進に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がん診療連携拠点病院の責務)

第8条 がん診療連携拠点病院は、質の高いがん医療を提供し、がん医療水準の向上を図るとともに、市と連携してがんの予防及び早期発見等がん対策を推進するものとする。

2 がん診療連携拠点病院は、がん患者等に対する相談支援及び情報提供等の充実を図るものとする。

(がんの予防の推進)

第9条 市は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣、ピロリ菌その他ウイルス等の感染及び社会環境が健康に及ぼす影響等がんに関する知識の普及啓発その他のがんの予防の推進に必要な施策を実施するものとする。

(がんの早期発見の推進等)

第10条 市は、がんの早期発見を推進するため、がん検診の質及び受診率の向上を図るとともに、普及啓発を実施するものとする。

2 市は、がん検診を受診しやすい環境の整備及び対象者一人ひとりへの受診の勧奨に努めるとともに、がん検診の結果を集約してがん対策のために活用するものとする。

(受動喫煙の防止対策の推進)

第11条 市は、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下この条において同じ。）を防止するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に定める公共施設等において、禁煙及び分煙化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、その事業の用に供する事務所、店舗、車両その他の施設において従業員及び当該施設を利用する者について、健康増進法その他の関係法令の趣旨に則り、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、前項の規定により事業者が、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることができるよう情報提供その他の支援を行うものとする。

(がん対策に関する広報等)

第12条 市は、がん対策に関する市民の理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、市民が、がん医療に関する適切な情報を得られるよう積極的にがん医療に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

(がん医療の充実)

第13条 市は、がん患者が、そのがんの状態に応じた質の高いがん医療を受けることができるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

(がん登録等の推進への協力)

第14条 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づき、がん登録（がん患者のがんの罹患及びその後の経過その他の状況を把握し、及び分析するためにがん患者に係る情報を登録する取組をいう。）等の推進に協力するものとする。

(緩和ケア及び在宅における療養の充実)

第15条 市は、緩和ケア（がん患者の身体的、精神的苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実が図られるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、がん患者が住み慣れた地域で療養できるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

(がん患者等への支援)

第16条 市は、がん患者等の精神的、経済的不安を軽減するため、相談体制及び情報提供等の充実を図るものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。